

森林の無断伐採及び無届伐採防止に関する九州連携 実施要綱

1 趣旨

近年、九州地域においては、木材需要の高まりにより森林の伐採が増加する中、伐採業者の活動エリアは県境を越えて広域化し、境界の確認不足等による無断伐採や森林法に規定する伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の認識不足などによる無届伐採事案（以下、「無断伐採等事案」という。）が発生している。

このようなことから、「伐採及び伐採後の造林の届出等の制度の運用について」（令和3年9月30日付け3林整計第296号林野庁長官通知）（以下、「通知」という。）も踏まえ、無断伐採等事案発生未然防止を図るため、九州各県が連携して行う情報共有等の体制づくり（以下、「当該取組」という。）に必要な事項を定める。

2 用語の定義

- (1) この要綱において「伐採業者等」とは、森林所有者及びその他権原に基づき森林の立木の伐採を行う者のことをいう。
- (2) この要綱において「無断伐採」とは、森林所有者の承諾なしに伐採業者等（森林所有者を除く。）が伐採を行うことをいう。
- (3) この要綱において「無届伐採」とは、伐採業者等が森林法第10条の8に規定される伐採及び伐採後の造林の届出（以下、「伐採等届出」という。）を行わず、伐採を行うことをいう。

3 実施主体

当該取組の実施主体は、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県及び鹿児島県とする。

なお、当該取組に賛同するその他の都道府県等の参入は妨げない。

4 取組の内容

(1) 情報の共有

ア 無断伐採等事案の情報共有

実施主体は、伐採業者等が以下の(7)に該当する場合に通知2(9)に基づき、無断伐採等事案の情報（以下、「情報」という。）をその都度、各実施主体と共有する。

また、情報提供を受けた各実施主体は、その情報を県内市町村と共有する。

(7) 共有する情報の対象

共有する情報の対象は、次の各号に定めるいずれかの事案とする。

- (i) 市町村の長が、無断伐採等事案を行った者に対し、文書による指導、勧告又は命令（以下「指導等」という。）を行った事案
- (ii) 森林窃盗の罪で起訴された事案
- (iii) 新聞記事やネットニュース等で報道された無断伐採等事案

(4) 情報の取扱い

実施主体間で共有する情報については、別に定める様式により扱うこととし、個人情報保護条例等法令遵守に留意する。

なお、情報を共有した事案について、最後に情報共有を行った翌年度の初日から起算して3年間、新たに共有すべき情報がない場合は、当該事案に係る情報を削除する。ただし、情報を共有した事案が、未解決のまま3年が経過した場合はこの限りでない。

イ 意見交換等の実施

実施主体は、例年開催される九州ブロック会議の場を活用するなど、当該取組に関する意見交換等に努める。

(2) 無断伐採等事案防止に係る広報活動等

実施主体は、必要に応じ実施主体間で連絡調整を行い、県下市町村及び関係機関・団体との連携の下、無断伐採等事案発生の未然防止のために、以下の活動に努める。

ア 広報活動の推進

伐採業者等及び地域住民を対象とした、チラシの配布、ホームページへの掲載等による無断伐採等事案発生の未然防止に関する広報活動

イ 地域の実情に応じた取組の推進

(7) 無断伐採等事案発生の未然防止のためのパトロール活動

(4) 伐採等届出が提出済みであることを伐採地において視認できる「伐採等届出済標識」又は「伐採旗」の掲揚の呼びかけ

附則 この要綱は令和4年3月16日より適用する。

附則 この要綱は令和5年3月16日より適用する。